（受託　様式７－Ａ）

# 研究の受託に関する契約書

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター院長（以下「甲」という。）と○○○株式会社　○○　○○（以下「乙」という。）は、次の条項により研究の受託に関する契約を締結する。

（総　則）

第１条　甲は、乙の委託により次の報告を実施するものとする。

一　調査報告課題名

「○○○○○○（□□mg）」の「△△△△△△△△」に関する副作用・感染症症例調査報告

 　　　　　　　　　　（管理番号　　　　　）

二　研究の契約期間　　　契約締結日　～　西暦　　　　年　　月　　日

三　研究責任者　　　　　　　　所　属

氏　名

（研究に要する経費の納付等）

第２条 研究の委託に関して甲が乙に請求する経費は、当該研究に要する経費のうち、診療に係らない事務的な経費等であって研究の適正な実施に必要な経費（以下「研究費」という。）とし、その額は○○○○○○円（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という）抜き）

とする。

２　乙は、第１項の金額に消費税額等を加えた額を支払うものとする。なお、税法の改正により消費税額等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税額等は変動後の税率により計算する。

３　乙は、第１項に定める経費を甲が発行する請求書により、請求書に定める期限までに支払うものとする。

４　甲は、この契約に基づく費用の受領を国立病院機構本部に委ねるものとし、乙は、国立病院機構本部に費用の支払を行うものとする。乙は、送金、振込み等の費用の支払に関して必要な手続を、国立病院機構本部の指定するところに従って行うものとする。

５　甲は、納入された研究費を乙に返還しないものとする。

（債権の保全）

第３条　この契約により乙が甲に金銭債務を負うこととなる場合には、関係法令の規定によるほか、次の各号の定めるところに従うものとする。

１　乙は、甲が定める履行期限までに債務を履行できないときは甲に事前に連絡することとし、その理由が正当な理由であると甲が判断した場合を除き、延滞金として、当該債務金額に対して、履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年５パーセントにより計算した金額を甲に支払わなければならない。

２　甲は、債権の保全上必要があると認めるときは、乙の業務又は資産の状況に関し、乙に対して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

３　乙が前号に掲げる事項に従わないときは、甲は当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

（契約の解除）

第４条　甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

２　甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力（独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２７年規程第６３条）第２条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）であることが判明した場合又は自らもしくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には本契約を解除することができる。

　一　暴力的な要求行為

　二　法的な責任を超えた不当な要求行為

　三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　四　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

（個人情報の保護）

第５条　甲及び乙は、研究の対象患者のプライバシーの保護に最大限の配慮を払わなければならない。

２　乙は、知り得た情報のうち個人情報に該当する情報については、個人情報保護法を遵守するものとする。

（資料の開示）

第６条　甲は、乙から研究の実施に係る資料の開示を求められた場合は、患者のプライバシーを保護する上でやむを得ない事情がある場合など特別な事情がない限りこれに応じなければならない。

２　乙は、本研究により得られた情報を規制当局に提出する場合を除き、甲を特定できる状態で使用する場合には、甲の事前の文書による承諾なしに第三者に開示してはならない。

（法律の遵守）

第７条　甲及び乙は、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（以下「ＧＰＳＰ」という。）」を遵守するものとする。

（補則）

第８条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記契約書の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

西暦　　年　　月　　日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸４丁目１番１号

独立行政法人国立病院機構

名古屋医療センター 院長　長谷川　好規　　　　 印

乙 研究依頼者

住　所

氏　名　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 　印

（法人（団体）の場合は名称及び代表者名）